

(整理番号 不：学人－ 1)

不利益処分の処分基準

処 分 名	公立学校の閉鎖命令	
根拠法令及び条項	学校教育法第 1 3 条 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号)	
所管部局課室係名	教育委員会学校人事課小中学校担当・高等学校担当 (内線3536・3537)	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合 の理由)	未設定 (先例がなく、今後も事例が見込まれないため、当面、審査基準は設定しない。)
	参 考 事 項	岐阜県教育法令要覧 (岐阜県教育委員会編集)
	設定等年月日	平成 年 月 日 (平成 年 月 日変更)
備 考		

(整理番号 不：学人－ 2)

不利益処分の処分基準

処 分 名	公立学校設備等の変更命令	
根拠法令及び条項	学校教育法第 1 4 条 (昭和 2 2 年法律第 2 6 号)	
所管部局課室係名	教育委員会学校人事課小中学校担当・高等学校担当 (内線3536・3537)	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合 の理由)	未設定 (先例がなく、今後も事例が見込まれないため、当面、審査基準は設定しない。)
	参 考 事 項	岐阜県教育法令要覧 (岐阜県教育委員会編集)
	設定等年月日	平成 年 月 日 (平成 年 月 日変更)
備 考		